



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課).....5

規則

- 大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の一部を改正する規則(産業振興課).....5
- 大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則(人事課).....7
- 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(〃).....11
- 大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則(企画法制課).....12
- 大和高田市農業経営小口設備資金融資に対する補給金交付規則(産業振興課).....14
- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課).....18
- 管理職手当支給規則の一部を改正する規則(〃).....18
- 職務の級別の分類の内容を定める規則を廃止する規則(〃).....18
- 大和高田市公印規則の一部を改正する規則(財産管理課).....19
- 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則(広報情報課).....20

訓令

○大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱を廃止する訓令(広報情報課).....22

告示

- 大和高田市農業経営基盤強化資金利子補給要綱の一部を改正する告示(産業振興課).....22
- 大和高田市農業近代化資金利子補給要綱の一部を改正する告示(〃).....23
- 大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱(〃).....26
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示(人事課).....31
- 大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱の一部を改正する告示(産業振興課).....31
- 大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示(〃).....32
- 平成28年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(人権施策課).....32
- 6月市議会定例会の招集(財政課).....33
- 公示送達(税務課).....33
- 引取りのない自転車等の処分(生活安全課).....34
- 平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)の要領の公表(財政課).....34
- 公示送達(〃).....35
- 職権消除(市民課).....36
- 放置自転車等の移動・保管(生活安全課).....36
- 職権消除(市民課).....37

公告

- 大和高田市立学校給食調理業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告……………(教育総務課)……37
- 大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務の委託業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告……………(改革推進局)……42
- 高5枝西三倉堂1丁目地内管渠工事(70)・浮孔保育所下水管接続工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……47
- 高田小学校音楽室空調設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)……49
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課)……52
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課)……52
- 公共下水道事業に伴う測量(1)に関する条件付き一般競争入札公告…(契約監理室)……52
- 公共下水道事業に伴う測量(2)に関する条件付き一般競争入札公告…(〃)……54
- 有井他地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……57
- 池田地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……59
- 浮孔幼稚園園庭整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……62
- 片塩小学校外3小学校6学年教室黒板改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……64
- 陵西幼稚園開放廊下屋根設置工事に関する条件付き一般競争入札公告…(〃)……66
- 総合体育館床金具取替補修工事に関する条件付き一般競争入札公告…(〃)……69
- 片塩小学校遊具解体撤去工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……71
- 高6枝蔵之宮町地内管渠工事(10)・給配水管移設工事(G10)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(〃)……74
- 敷枝大谷地内管渠工事(57)・給配水管移設工事(G57)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(〃)……77
- 高4枝磯野北町地内管渠工事(61)・給配水管移設工事(G61)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(〃)……79
- 高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(56)・給配水管移設工事(G56)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(〃)……82

教育委員会

- 平成28年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱……………(教育総務課)……85
- 教育委員会6月定例委員会の招集……………(〃)……86

選挙管理委員会

- 大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………(選挙管理委員会)……86
- 選挙管理委員会の招集……………(〃)……87
- 平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙等の交付場所並びに不在者投票の記載場所……………(〃)……87
- 平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所……………(〃)……87
- 平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所……………(〃)……87
- 平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における指定在外選挙投票区の指定……………(〃)……88

○平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の日時及び場所	(〃)	88
○平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき等におけるくじを行う日時及び場所	(選挙管理委員会)	88
○選挙管理委員会の招集	(〃)	88
○選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所	(〃)	88
○在外選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所	(〃)	89
○平成28年6月21日現在における大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	(〃)	89
○平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所等	(〃)	89
○平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における大和高田市期日前投票所	(〃)	89
○平成28年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所	(〃)	90
○平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者等の選任	(〃)	90
○平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者等の選任	(〃)	90
○平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者等の選任	(〃)	90
○選挙管理委員会の招集	(〃)	91
農業委員会		
○農業委員会7月定例委員会の招集	(農業委員会)	91
公営事業		
○平成28年度大和高田市水道事業窓口業務等包括委託業者選定プロポーザル審査委員会設置規程	(水道総務課)	91
○指定給水装置工事事業者の指定	(〃)	93
○測量業務委託(奥田)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	93
○測量業務委託(市場外)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	95
○測量業務委託(神楽)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	98

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

従前の減額措置に加え、国庫交付金の返還に係る加算金のうち市長分の補てんとして、また当該事態の責任を痛感し、平成29年1月より2年間、市長及び副市長の給料月額に更なる減額措置を講ずるものです。

2 改正の内容

市長及び副市長の給料月額を、別表の額からその額に次の表の率を乗じて得た額を減じた額とします。(新附則第3項から第3の8項関係)

期間	平成28年6月30日まで	平成28年7月1日から11月30日まで	平成28年12月1日から12月31日まで	平成29年1月1日から平成30年12月31日まで	平成31年1月1日から3月31日まで
市長	20%	50%	43.4694%	30%	20%
副市長		20%		25%	
教育長				20%	

3 施行期日 平成28年7月1日

条 例**条例第31号**

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月16日

大和高田市長 吉田誠克

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成28年6月30日」に改め、同項の次に次の4項を加える。

3の2 平成28年7月1日から平成28年11月30日までの間、第4条の規定にかかわらず、市長の給料月額(別表の額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とし、副市長及び教育長の給料月額は別表の額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

3の3 平成28年12月1日から平成28年12月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、市長の給料月額は別表の額からその額に100分の43.4694を乗じて得た額を減じた額とし、副市長及び教育長の給料月額は別表の額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

3の4 平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、市長の給料月額は別表の額からその額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とし、副市長の給料月額は別表の額からその額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とし、教育長の給料月額は別表の額からその額に100分の20を乗じて得た額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

3の5 平成31年1月1日から平成31年3月31日までの間、特別職の常勤の職員の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、別表の額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

規 則**規則第16号**

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則(平成23年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「、事業所の本店が本市に登録」を「、市内に住所を有し、かつ、本市の市民税が

課税」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 事業者又は役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下この号において同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。)が次のいずれにも該当しないものであること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下ウにおいて同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第5条第1項第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 暴力団排除に関する誓約書

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第3号)

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所
氏名 印

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、市補給制度の適用を申請するに当たり、大和高田市が下記に掲げる私に関する個人情報を下記の利用目的のために必要な範囲で利用することについて同意します。

記

1 個人情報

(1) 市税の納付に関する情報

(2) 制度融資及び市補給制度の適用の申請手続において、市長に提出する書類に記載の情報

2 利用目的

(1) 大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則に基づく制度融資及び市補給金制度の適用に係る審査等の手続

(2) 前号に掲げるもののほか、制度融資及び市補給制度の適用に係る事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出される制度融資の申請から適用し、施行日前に提出された制度融資の申請については、なお従前の例による。

規則第17号

大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに大和高田市職員の退職管理に関する条例(平成28年条例第7号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。ただし、当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第6号)第2条第1項各号に掲げる法人とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項及び法第60条第5号の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年10月22日条例第63号)別表第4アの表7級の項に掲げる職とする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)

に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、第4条に規定する法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受け取る契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。

(部長又は課長に相当する職)

第13条 法第38条の2第8項及び法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 管理職手当支給規則(昭和33年規則第19号)別表行政職給料表を適用する職員の項に掲げる管理職名等のうち職務の級が7級又は6級の職員が就いている職
- (2) 管理職手当支給規則別表医療職給料表を適用する職員の項に掲げる管理職名等のうち院長、副院長、診療局長、部長、副部長、副技術局長、医療技術部長、薬剤部長、副看護局長、看護専門学校副校長、医長、室長、技師長、看護師長又は教務主任の職
- (3) 管理職手当支給規則別表教育職給料表を適用する職員の項に掲げる管理職名等のうち市立高田商業高等学校の校長又は教頭の職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は第6条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第19条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、第13条に定める職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第20条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、市長が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第21条 条例第3条の規定による届出は、再就職届出書(様式第2号)により行うものとする。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の所属及び職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第12条関係)

年 月 日

(任免権者) 殿

再就職者による依頼等の承認申請書

大和高田市職員の退職管理に関する規則の規定により、次のとおり承認を申請します。

1 申請者			
ふりがな 氏名	生年月日(年齢) 年 月 日生(歳)		
勤務先の名称	勤務先における地位・役職		
連絡先 TEL () FAX ()			
勤務先(営利企業等)の業務内容			
2 離職時及び離職前の状況			
	離職日 年 月 日	離職時の職	
離職前5年間の 在職状況	所属・職	在職期間	職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
3 要求又は依頼をする事項と勤務先(営利企業等)の契約等の関係			
在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人との契約に関する要求又は依頼 <div style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない</div>			
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼 <div style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない</div>			
4 要求又は依頼の対象となる職員			
(ふりがな)			
氏名			
所属		職	
職務内容			
5 要求又は依頼の対象となる契約事務等の内容			
<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受ける契約に関する職務に関するもの			
<input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの			
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度			
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しないもの			

6 要求又は依頼の具体的な内容

[Empty box for requirements]

7 その他参考事項

[Empty box for other reference items]

様式第2号(第21条関係)

年 月 日

(任免権者) 殿

再就職届出書

大和高田市職員の退職管理に関する条例の規定により、次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 氏名	
生年月日	
離職時の所属及び職	
離職日	
再就職日	
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位	

規則第18号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

142	5,000	
143	5,000	
144	5,000	
145	5,100	

」を

「

142	5,000	7,100
143	5,000	7,100
144	5,000	7,100
145	5,100	7,100

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第19号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表財務部の部財産管理課の項係等の欄中「文書管財係」を「文書管財係庁舎建設準備係」に改め、同表市民部の部まちづくり振興室の款中

「

自治振興課	まちづくり推進係 防災係 市民交流センター準備係
-------	-----------------------------

」を

「

自治振興課	まちづくり推進係 防災係
市民協働推進課	市民協働推進係

」に改め、同表環境建設部の部中「建

築住宅課」を「営繕住宅課」に改め、同部クリーンセンターの款企画整備課の項係等の欄中「施設管理係」を「施設管理係 広域化準備係」に改め、同款美化推進課の項係等の欄中「美化第2係」を「美化第2係 コンテナ係」に改める。

上下水道部の部下水道課の項係等の欄中「建設グループ」を「建設係」に改める。

第3条第2項中

「

市民課	市民課連絡所
人権施策課	隣保館 青少年会館

」を

「

市民課	市民課連絡所 行政サービスコーナー
人権施策課	隣保館 青少年会館
市民協働推進課	市民交流センター

」に改める。

第4条第1項企画政策部の部広報情報課の款広報広聴係の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 行政不服審査会に関する事。

第4条第1項企画政策部の部企画法制課の款情報管理係の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) マイナンバー制度に係る庁内施策の総合調整に関する事。

第4条第1項財務部の部財産管理課の款文書管財係の項に次の1号を加える。

(14) 課内の他の係の補助に関する事。

第4条第1項財務部の部財産管理課の款文書管財係の項の次に次の項を加える。

庁舎建設準備係

(1) 新庁舎建設の準備に関する事。

(2) 課内の他の係の補助に関する事。

第4条第1項市民部の部市民課の款窓口係の項中第12号を第14号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) マイナンバーカードの交付に関する事。

第4条第1項市民部の部市民課の款窓口係の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 行政サービスコーナーとの連絡に関する事。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室自治振興課の款まちづくり推進係の項を次のように改める。

まちづくり推進係

- (1) 自治会との連絡調整に関する事。
(2) まちづくり団体の支援に関する事。
(3) 地域コミュニティ活動の推進及び支援に関する事。
(4) 地縁による団体の認可に関する事。
(5) きぼう号の運行に関する事。
(6) 課内の他の係の補助に関する事。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室自治振興課の款市民交流センター準備係の項を削る。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室自治振興課の款の次に次の款を加える。

まちづくり振興室市民協働推進課

市民協働推進係

- (1) 協働によるまちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関する事。
(2) ボランティア活動及び特定非営利活動に関する事。
(3) 市民活動団体の登録に関する事。
(4) 市民交流センターに関する事(他課の所管に関する部分を除く)。
(5) 大和高田市行政サービスコーナー設置規則(平成28年規則第40号)第3条各号に掲げる業務の取扱いに関する事。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室産業振興課の款商工振興係の項中第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (12) 婚活施策に関する事。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室産業振興課の款商工振興係の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 若者に対する就業支援に関する事。

第4条第1項福祉部の部児童福祉課の款児童福祉グループの項中第11号を次のように改める。

- (11) 市民交流センターで行うすこやか広場事業に関する事。

第4条第1項福祉部の部保育課の款保育所係の項に次の1号を加える

- (7) 市民交流センターで行う託児室事業に関する事。

第4条第1項保健部の部地域包括支援課の款支援係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 市民交流センターで行う高齢者いきいき相談室事業に関する事。

第4条第1項環境建設部の部「建築住宅課」を「営繕住宅課」に改め、同部営繕住宅課の款建築営繕係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 空き家対策の総合調整に関する事。

第4条第1項環境建設部の部都市計画課の款計画係の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) まちづくり包括協定に関する事。

第4条第1項環境建設部の部クリーンセンター企画整備課の款施設管理係の項の次に次の項を加える。

広域化準備係

- (1) 山辺・県北西部広域環境衛生組合設立に伴う準備に関する事。

(2) 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整に関すること。

(3) 課内の他の係の補助に関すること。

第4条第1項環境建設部の部クリーンセンター美化推進課の款美化第2係の項の次に次の項を加える。

コンテナ係

(1) コンテナボックス集積場での一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。

(2) 前号の収集及び運搬に伴う車両の配車及び管理に関すること。

(3) 課内の他の係の補助に関すること。

第4条第1項上下水道部の部下水道課の款中「グループ」を「係」に改める。

第18条中第15号を第17号とし、第3号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 行政サービスコーナー 大和高田市行政サービスコーナー設置規則

(4) 市民交流センター 大和高田市市民交流センター条例(平成27年条例第26号)及び大和高田市市民交流センター条例施行規則(平成28年規則第21号)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第20号

大和高田市農業経営小口設備資金融資に対する補給金交付規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市農業経営小口設備資金融資に対する補給金交付規則

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の農業者の経営に必要な設備資金の円滑化を図り、その経営の安定に資するため、市長が適当と認める融資に対し予算の範囲内で補給金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「基金協会」とは、農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)の規定により設立された奈良県農業信用基金協会をいう。

(交付対象となる融資)

第3条 この規則による補給金(以下「農業小口設備資金融資補給金」という。)の交付対象とする融資(以下「交付対象融資」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 奈良県農業協同組合が行うアグリマイティ(農業経営)資金

(2) 株式会社日本政策金融公庫が行う経営体育成強化資金

(交付対象者)

第4条 農業小口設備資金融資補給金の交付を受けることができる者は、第6条の申請書提出時において、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

(1) 個人にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 法人にあつては、市内に事業所を有する者

(3) 交付対象融資の融資決定額が500万円以下である者

(4) 交付対象融資の借入用途が次のいずれかに該当する者

ア 農機具(中古農機具を含む。)の購入費用

イ パイプハウス等の資材及び建設費用

ウ 農業用倉庫の建設費用

エ 農業用軽トラックの購入費用

オ その他市長が適当と認める用途

- (5) 前年の農業収入が50万円以上である者
- (6) 市税を滞納していない者。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (7) 農業小口設備資金融資補給金の交付を受けていない者。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。
- (8) 基金協会の信用保証を受けることが必要な場合にあつては、当該信用保証を受けることができる者
- (9) 前号の場合において、当該融資を受けようとする者の個別の事情により、基金協会が必要と認める連帯保証人を有する者
- (10) 事業者又は役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下この号において同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。)が次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件を備える者
(農業小口設備資金融資補給金の内容)

第5条 農業小口設備資金融資補給金の内容は、次に掲げるところによる。

- (1) 利子補給金
 - ア 利子補給金の交付対象は、交付対象融資の貸付額に係る借受者が支払った利息相当額とする。
 - イ 利子補給金の額は、交付対象融資の当該元金の償還に係る約定利率の2分の1以内(年率1%を限度とする。)とする。
 - ウ 利子補給金の交付期間は、6月以内の据置期間を含む7年以内とする。
- (2) 債務保証料補給金
債務保証料補給金の交付期間は、6月以内の据置期間を含む7年以内とする。

2 農業小口設備資金融資補給金の交付期間中において、次に掲げる事由に該当する場合は、当該事由が判明した日に属する月から当該補給金の交付を停止する。

- (1) 前条第1号、第2号、第6号、第10号及び第11号に掲げる条件を欠くに至った場合
- (2) 基金協会が融資を受けた者に代わって取扱金融機関に借入金の代位弁済を行った場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補給金を交付することについて適当でないとした場合

(農業小口設備資金融資補給金の申請)

第6条 農業小口設備資金融資補給金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農業小口設備資金融資補給金申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 取扱金融機関が発行する当該融資に係る融資決定書類の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 前年の農業収入が分かる公的書類の写し
- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)

- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の農業小口設備資金融資補給金申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補給金の交付を決定したときは、農業小口設備資金融資補給金交付決定通知書(様式第3号)を、補給金の交付をしない決定をしたときは、その旨を記載した文書を当該申請者に交付するものとする。

(農業小口設備資金融資補給金の請求)

第7条 前条の農業小口設備資金融資補給金交付決定通知書を受理した者は、2月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出し、農業小口設備資金融資補給金を請求するものとする。

- (1) 農業小口設備資金融資補給金請求書(様式第4号)
- (2) 利子支払額の分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(農業小口設備資金融資補給金の交付)

第8条 市長は、前条の農業小口設備資金融資補給金請求書を受理し、適正と認めたときは、当該書類を受理した日の属する月の翌月中に農業小口設備資金融資補給金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第9条 市長は、農業小口設備資金融資補給金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は書類帳簿等の検査を行うことができるものとする。

(農業小口設備資金融資補給金の返還)

第10条 市長は、農業小口設備資金融資補給金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対する農業小口設備資金融資補給金を交付せず、又は既に交付した農業小口設備資金融資補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条の指示に従わず、報告せず、又は検査を拒んだとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により農業小口設備資金融資補給金の交付を受けたとき。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

大和高田市長 殿 年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____ 印

農業小口設備資金融資補給金交付申請書

農業小口設備資金融資補給金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付対象融資 借入申込日	借入 申込額	借受予定日	貸付 利率	利子 補給率	償還 期限	据置 期限	償還 方法	利子補給 期間	備考
年 月 日	円	年 月 日	年 %	年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日	

保証金額	期間	保証協会受付番号	保証料率
円	年 月 日～ 年 月 日		

※備考欄には希望する利子補給金の入金口座を記入してください。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所
氏名 印

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、農業小口設備資金融資補給金の交付を申請するに当たり、大和高田市が下記に掲げる私に関する個人情報を下記の利用目的のために必要な範囲で利用することについて同意します。

記

1 個人情報

- (1) 市税の納付に関する情報
- (2) 農業小口設備資金融資補給金の申請手続において提出する書類に記載の情報

2 利用目的

- (1) 農業小口設備資金融資補給金の交付に係る審査等の手続
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業小口設備資金融資補給金の交付に係る事務

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

様

大和高田市長 印

農業小口設備資金融資補給金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった農業小口設備資金融資補給金の交付について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 利子補給金交付決定額 金 _____ 円
- 2 債務保証料補給金交付決定額 金 _____ 円

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住所
氏名 印

農業小口設備資金融資補給金請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった農業小口設備資金融資補給金について、下記のとおりを請求します。

記

- 1 利子補給金請求金額 金 _____ 円
- 2 債務保証料補給金請求金額 金 _____ 円

規則第22号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第17条の前の見出し中「時間」を「期間」に改め、同条第2項第2号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である職員を除く。)」を加える。

第19条第1号中「100分の150」を「100分の160」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の75」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第17条の前の見出しの改正規定については、公布の日から施行する。

規則第23号

管理職手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

管理職手当支給規則の一部を改正する規則

管理職手当支給規則(昭和33年規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表医療職給料表を適用する職員の項管理職名等の欄中「室長、技師長」を「技師長、室長」に改め、「副技師長」の次に「副室長」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第24号

職務の級別の分類の内容を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

職務の級別の分類の内容を定める規則を廃止する規則

職務の級別の分類の内容を定める規則を廃止する規則(昭和40年規則第3号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第25号

大和高田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市公印規則の一部を改正する規則
大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の一部を次のように改正する。
別表専用公印の表中

「

12	削除				
----	----	--	--	--	--

」を

「

12	市長印	之市高大 印長田和 用専所絡連	方20mm	市民課連絡所において 処理する年金現況証明 に関する事務	市民課長
----	-----	-----------------------	-------	------------------------------------	------

」に、

「

13	市長印	之市高大 印長田和 用専所絡連	方20mm	市民課連絡所において 処理する年金現況証明 に関する事務	市民課長
----	-----	-----------------------	-------	------------------------------------	------

」を

「

13	市長印	之市高大 印長田和 ータンセ流交民市	方21mm	市民交流センター貸 館、登録等に関する事 務	市民協働 推進課長
----	-----	--------------------------	-------	------------------------------	--------------

」に改め、

同表中23の項を24の項とし、14の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

「

14	市長印	之市高大 印長田和 室児託	方21mm	市民交流センター内託 児室運営に関する事務	保育課長
----	-----	---------------------	-------	--------------------------	------

」

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第38号

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置並びに大和高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

（設置並びに名称及び位置）

第3条 法第10条第2項の規定に基づき設置する消費生活センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
大和高田市消費生活センター	大和高田市大字大中100番地1（大和高田市役所内）

（業務）

第4条 大和高田市消費生活センター（以下「センター」という。）において行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

（利用時間）

第5条 センターの利用時間は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

（休日）

第6条 センターの休日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

（相談者等）

第7条 消費者として、苦情の処理等の相談（以下「相談」という。）を申し出ることができる者（以下「相談者」という。）は、市内に住所を有する者とする。

2 相談者は、直接の来訪又は電話若しくは文書により相談を申し出るものとする。

3 相談の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般相談 商品及びサービス全般に関すること。
- (2) 苦情相談 商品の購入時又は使用時に生じた苦情に関すること。
- (3) 買物相談 商品の選択、購入方法等に関すること。

（職員）

第8条 条例第3条に規定する消費生活センター長（以下「センター長」という。）は企画政策部広報情報課長を、同条に規定する消費生活センターの事務を行うために必要な職員は企画政策部広報情報課広聴係の職員をもって充てる。

（相談員）

第9条 条例第4条に規定する消費生活相談員（以下「相談員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する嘱託員とし、定数は4人以内とする。

- 2 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに任命された相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 相談員の勤務日及び勤務時間は、それぞれセンターの開所日及び利用時間とする。ただし、勤務日の割振りについては、市長が別に定める。
- 4 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 相談員は、退職しようとするときは、その退職しようとする日の1月前までに市長に申し出て、その承認を受けなければならない。
- 6 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。
 - (1) 故意又は重大な過失により市に損害を与えたとき。
 - (2) 心身の故障等により職務の遂行に支障があるとき。
 - (3) 職務を怠り、センター長の指示に従わないとき。
 - (4) 相談員として不信行為があったとき、又は市の信用を失墜するような行為があったとき。

(相談員の報酬及び費用弁償)

第10条 相談員の報酬の額は、月額134,000円を限度として、前条第3項ただし書の規定により割り振られた相談員の勤務日数を勘案して市長が定める。

- 2 月の途中で任用され、又は退職した場合におけるその月の相談員の報酬の額は、前項に規定する額を日割りで算定した額とする。
- 3 市長は、相談員が通勤のため交通機関等を利用し、又は自転車等の交通用具を使用したときは、費用弁償として通勤費相当分を支給する。
- 4 相談員の報酬の支給並びに費用弁償の額及びその支給方法は、大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の定めるところによる。

(相談員の公務災害補償)

第11条 相談員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第4号)の定めるところによる。

(相談の処理)

第12条 相談員は、相談者からの相談を受けたときは、当該相談の内容を全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に入力して処理するものとする。

- 2 相談員は、相談の処理状況を市長に報告しなければならない。

(関係行政機関等への処理依頼等)

第13条 前条の規定による相談の処理において、法令違反その他問題のある事案が発覚したときは、相談員は、関係行政機関等に処理依頼又は連絡するよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の廃止)

- 2 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則(平成22年規則第1号)は、廃止する。

訓 令

訓令第8号

大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年5月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱を廃止する訓令
大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱(平成22年訓令第9号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第33号

大和高田市農業経営基盤強化資金利子補給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市農業経営基盤強化資金利子補給要綱の一部を改正する告示
大和高田市農業経営基盤強化資金利子補給要綱(平成15年告示第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「事業所の本店が本市に登録されている」を「市内に事業所を有する」に改め、同条第3号中「災害等市長が不測の事態」を「市長が特に必要」に改める。

第5条を次のように改める。

(利子補給の承認申請)

第5条 利子補給を受けようとする認定農業者は、農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、利子補給の承認を申請しなければならない。

- (1) 基本要綱第3に定める経営改善資金計画
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6条第2項中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第7条第1項中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第8条中「様式第4号」を「様式第5号。以下「交付決定通知書」という。」に改める。

第9号中「農業経営基盤強化資金利子補給金交付決定通知書」を「交付決定通知書」に改め、「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

様式第5号中「第 号」を削り、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「2 交付決定の内容 別紙利子補給承認明細書のとおり」を削り、同様式を様式第5号とする。

様式第3号を様式第4号とし、

様式第2号中「

貸付	利率
年 %	()

」を

貸付	利率
年 %	()

」に改め、「※貸し付け利率の()

は農山漁村振興基金からの利子助成後の金利を記入しています」を削り、同様式を様式第3号とし、

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所
氏名 印

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、農業経営基盤強化資金の融資に係る利子補給の承認を申請するに当たり、大和高田市が下記に掲げる私に関する個人情報を下記の利用目的のために必要な範囲で利用することについて同意します。

記

1 個人情報

- (1) 市税の納付に関する情報
- (2) 農業経営基盤強化資金の融資に係る利子補給の申請手続において提出する書類に記載の情報

2 利用目的

- (1) 農業経営基盤強化資金の融資に係る利子補給の承認又は利子補給金の交付に係る審査等の手続
- (2) 前号に掲げるもののほか、利子補給金の交付に係る事務

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の大和高田市農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に利子補給の承認申請のあったものから適用し、同日前に利子補給の承認申請のあったものについては、なお従前の例による。

告示第34号

大和高田市農業近代化資金利子補給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市農業近代化資金利子補給要綱の一部を改正する告示

大和高田市農業近代化資金利子補給要綱(平成15年告示第68号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(農業者)

第2条 この要綱において「農業者」とは、法第2条第1項第1号に規定する者で、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 個人にあっては、本市の住民基本台帳に記録されている者

- (2) 法人にあっては、市内に事業所を有する者
 (3) 市税を滞納していない者。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 (4) 事業者又は役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。))、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下この号において同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。)が次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第3条の見出し中「補給率」を「利子補給金の額」に改め、同条各号列記以外の部分中「利子補給率」を「利子補給金の額」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間に近代化資金を借り受けた農業者が支払った当該資金の償還に係る利息相当額(元金の償還に係る利息に限るものとし、約定利率が年率2%を超える場合にあっては、2%までの部分とする。)の2分の1に相当する額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第3条第3号を削り、同条第4号中「借り入れた資金の償還が完了するまで」を「7年以内」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条の見出し中「補給」の次に「金の交付」を加え、同条第1項中「利子補給」を「利子補給金の交付」に改め、「農業近代化資金利子補給申請書」を「農業近代化資金利子補給金交付申請書」に改め、「を市長に」を「に次の書類を添付し、市長に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 近代化資金の貸付けを行った農業協同組合(以下「融資農協」という。)が発行する当該融資の内容が分かる書類の写し
 (2) 市税の滞納がないことを証する書類
 (3) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)
 (4) 暴力団排除に関する誓約書
 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4条第2項中「利子補給申請」を「利子補給金交付申請」に改め、「の可否を決定」を「を決定をしたときは、農業近代化資金利子補給金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)を、しない決定をしたときは、その旨を記載した文書を当該農業者に交付」に改める。

第4条第3項を削る。

第5条を次のように改める。

(利子補給金の請求)

第5条 前条第2項の交付決定通知書を受理した農業者は、当該交付決定通知書を受理した年の翌年の2月末日までに農業近代化資金利子補給金請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、利子補給金を請求するものとする。

- (1) 利子支払額の分かる書類
 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6条第1項中「交付申請書」を「農業近代化資金利子補給金請求書」に改め、「たときは、速やかにその内容を審査し、利子補給金の交付申請が適正であると認めた場合、利子補給金」を「、適正と認めたときは、当該書類を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金」に改め、同条第2項を削る。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

住 所 _____

氏 名 _____ 印

農業近代化資金利子補給金交付申請書

農業近代化資金利子補給金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

農業近代化資金借入申込日	借入申込額	借入予定日	貸付利率	利子補給率	償還期限	据置期限	償還方法	利子補給期間	備考
年 月 日	円	年 月 日	年 %	年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日	

※備考欄には希望する利子補給金の入金口座を記入してください。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所
氏名

印

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、農業近代化資金利子補給金の交付を申請するに当たり、大和高田市が下記に掲げる私に関する個人情報を下記の利用目的のために必要な範囲で利用することについて同意します。

記

1 個人情報

- (1) 市税の納付に関する情報
- (2) 農業近代化資金利子補給金の申請手続において提出する書類に記載の情報

2 利用目的

- (1) 農業近代化資金利子補給金の交付に係る審査等の手続
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業近代化資金利子補給金の交付に係る事務

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

様

大和高田市長 印

農業近代化資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった農業近代化資金利子補給金の交付について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

利子補給金交付決定額 金 _____ 円

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住 所
氏 名 印

農業近代化資金利子補給金請求書

年 月 日付で交付決定のあった農業近代化資金利子補給金について、下記のとおりを請求します。

記

利子補給金請求金額 金 _____ 円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の大和高田市農業近代化資金利子補給の規定は、この告示の施行の日以後に利子補給の申請のあったものから適用し、同日前に利子補給の申請のあったものについては、なお従前の例による。

告示第35号

大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付6農経A第665号農林水産事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。)第4に規定する農業経営改善促進資金(以下「促進資金」という。)を借り受けた認定農業者に対して当該資金に係る利子補給を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(利子補給交付対象者)

第2条 利子補給の交付を受けることができる者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第6

5号) 第12条第1項の認定を受けた者であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 個人にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 法人にあつては、市内に事業所を有する者
- (3) 市税を滞納していない者。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない
- (4) 事業者又は役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下この号において同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。)が次のいずれにも該当しないもの
ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。
イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下ウにおいて同じ。)
ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件を備える者
(利子補給金の交付)

第3条 利子補給金の交付は、実施要綱及びこの告示の定めるところによる。

(利子補給金の交付対象、額等)

第4条 利子補給金の交付対象、額及び交付期間は次のとおりとする。

- (1) 利子補給金の交付対象は、促進資金の貸付額に係る借受者が支払った利息相当額(元金の償還に係る利息に限る。)とする。
- (2) 利子補給金の額は、前号の利息額相当(約定利率が年率2%を超える場合にあっては、2%までの部分とする。)の2分の1に相当する額を補給するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (3) 利子補給金の交付期間は、1年以内とする。

(利子補給の承認申請)

第5条 利子補給を受けようとする認定農業者は、農業経営改善促進資金利子補給承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、利子補給の承認を申請しなければならない。

- (1) 市税の滞納がないことを証する書類
- (2) 個人情報取扱いに関する同意書(様式第2号)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利子補給の承認)

第6条 市長は、前条の農業経営改善促進資金利子補給承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の可否を決定するものとする。

2 市長は、利子補給をする決定をした場合は農業経営改善促進資金利子補給承認書(様式第3号)を、利子補給しない決定をした場合はその旨を記載した文書を利子補給の申請をした認定農業者に交付するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第7条 前条の農業経営改善促進資金利子補給承認書を受理した認定農業者は、農業経営改善促進資金利子補給金交付申請書(様式第4号)に、利子支払額の分かる書類を添えて市長に提出し、利子補給金の交付を申請するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第8条 市長は、前条の農業経営改善促進資金利子補給金交付申請書を受理し、当該書類を適正と認めるときは、農業経営改善促進資金利子補給金交付決定通知書(様式第5号)を当該申請に係る認定農業者に交付するものとする。

(利子補給金の請求)

第9条 前条の農業経営改善促進資金利子補給金交付決定通知書を受理した認定農業者は、2月末日までに、農業経営改善促進資金利子補給金交付請求書(様式第6号)を市長に提出し、利子補給金の交付を請求するものとする。

(利子補給金の交付)

第10条 市長は、前条の農業経営改善促進資金利子補給金交付請求書を受理し、適正と認めるときは、当該書類を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第11条 市長は、利子補給金の交付を受けた認定農業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は書類帳簿等の検査を行うことができるものとする。

(利子補給金の返還)

第12条 市長は、利子補給金の交付を受け、又は受けようとする認定農業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定農業者に対する利子補給金を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 前条の規定による指示に従わず、報告せず、又は検査を拒んだとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により利子補給金の交付を受けたとき。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

住 所 _____
氏 名 _____ 印

農業経営改善促進資金利子補給承認申請書

下記の農業経営改善促進資金の融資に係る利子補給を受けたいので、大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱の規定に基づき、申請します。

記

農業経営改善促進資金借入申込日	借入申込額	借入予定日	貸付利率	利子補給率	償還期限	据置期限	償還方法	利子補給期間	備考
年 月 日	1,000 円	年 月 日	年 %	年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日	

※備考欄には希望する利子補給金の入金口座を記入してください。

- 添付書類
- (1) 市税の滞納がないことを証する書類
 - (2) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所
氏名 印

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、農業経営改善促進資金の融資に係る利子補給の承認を申請するに当たり、大和高田市が下記に掲げる私に関する個人情報を下記の利用目的のために必要な範囲で利用することについて同意します。

記

1 個人情報

- (1) 市税の納付に関する情報
- (2) 農業経営改善促進資金の融資に係る利子補給の申請手続において提出する書類に記載の情報

2 利用目的

- (1) 農業経営改善促進資金の融資に係る利子補給の承認又は利子補給金の交付に係る審査等の手続
- (2) 前号に掲げるもののほか、利子補給金の交付に係る事務

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

住 所：
氏 名： 様

農業経営改善促進資金利子補給承認書

大和高田市長 印

年 月 日付で申請のあった農業経営改善促進資金の融資に係る利子補給について、下記のとおり承認します。

記

農業経営改善促進資金借入申込日	借入申込額	借入予定日	貸付利率	利子補給率	償還期限	据置期限	償還方法	利子補給期間	備考
年 月 日	1,000円	年 月 日	年 %	年 %	年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住 所
氏 名 印

農業経営改善促進資金利子補給金交付申請書

年分の農業経営改善促進資金に係る利子補給金 円を交付されるよう、大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱の規定に基づき申請します。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

住 所
氏 名 様

大和高田市長 印

農業経営改善促進資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった農業経営改善促進資金の融資に係る利子補給金の交付については、大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱の規定に基づき、交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住 所
氏 名 印

農業経営改善促進資金利子補給金交付請求書

年 月 日付けで貸付決定のあった農業経営改善促進資金利子補給金を、大和高田市農業経営改善促進資金利子補給の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求金額 金 円

告示第36号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

(大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正)

第1条 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第30号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(21) 福祉住環境コーディネーター

第7条第4項第4号中「又は保育所」を「、保育所又は市民交流センター託児室」に改める。

別表第1中

「

ケースワーカー	159,700円	—	1,000円
---------	----------	---	--------

」を

「

ケースワーカー	160,500円	—	1,000円
福祉住環境コーディネーター	—	7,200円	920円

」に改める。

別表第2中「1.00」を「1.025」に、「1.15」を「1.175」に改める。

別表第3(5)臨時職員の親族が死亡した場合の項中

「

二親等の同居の親族が死亡したとき。	2日(孫の場合は1日)
-------------------	-------------

」を

「

二親等の同居の親族が死亡したとき。	2日(孫の場合は1日)
二親等の別居の親族が死亡したとき。	1日

」に改める。

(大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正)

第2条 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1.00」を「1.025」に、「1.15」を「1.175」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

告示第50号の3

大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年4月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱(平成27年告示第105号)の一部

を次のように改正する。

第1条中「農業経営対策事業費補助金等交付要綱(平成24年4月6日付け23経営第3574号農林水産事務次官依命通知)」を「担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)」に改め、「要綱」という。)の次に「、奈良県新規就農者確保事業補助金交付要綱(平成24年4月16日付け地農第56号奈良県知事通知)」を加える。

附 則

この告示は、平成28年4月11日から施行する。

告示第50号の4

大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年4月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市経営体育成支援事業補助金交付要綱(平成25年告示第86号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農業経営対策事業費補助金等交付要綱」を「担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月11日から施行する。

告示第62号

平成28年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年5月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

平成28年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成28年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、平成28年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市民部長
- (2) 人事課長
- (3) 産業振興課長
- (4) 健康増進課長

(5) 人権施策課長

(6) 人権施策課長補佐

(7) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有すると市長が認める者

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 副委員長は、人権施策課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から受託候補者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第6条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民部人権施策課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年5月18日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

告示第71号

平成28年6月13日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成28年6月6日

大和高田市市長 吉田 誠 克

告示第72号

平成27年度軽自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所

等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年6月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 納税通知書の発送年月日

平成28年5月2日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成27年5月31日

変更後 平成27年7月5日

3. 送達を受けるべき者

別紙平成28年度公示送達者名簿のとおり

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第73号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成28年6月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成28年10月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年3月1日から平成28年3月31日までの間

告示第74号

平成28年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)

平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)

平成28年度大和高田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,746,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		4,190,029	18,212	4,208,241
	1. 国庫負担金	3,710,118	9,091	3,719,209
	2. 国庫補助金	433,327	9,121	442,448
14. 県支出金		1,474,773	4,545	1,479,318
	1. 県負担金	1,060,185	4,545	1,064,730
19. 諸収入		238,054	3,700	241,754
	4. 雑入	222,851	3,700	226,551
補正されなかった科目に係る額		17,817,144	0	17,817,144
歳入合計		23,720,000	26,457	23,746,457

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,180,906	20,511	2,201,417
	1. 総務管理費	1,670,856	20,511	1,691,367
3. 民生費		10,376,448	0	10,376,448
	1. 社会福祉費	4,808,068	0	4,808,068
8. 土木費		1,569,486	5,500	1,574,986
	5. 住宅費	140,257	5,500	145,757
10. 教育費		2,757,529	446	2,757,975
	6. 社会教育費	366,001	446	366,447
補正されなかった科目に係る額		6,835,631	0	6,835,631
歳出合計		23,720,000	26,457	23,746,457

告示第75号

平成28年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年6月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. この納税通知書の発送月日

平成28年4月8日

2. この公示送達により変更する納期限

市役所前の掲示場に掲示済み

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第76号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成28年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日

平成28年6月29日

2. 職権消除される者

市役所前の掲示場に掲示済み

告示第78号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成28年6月23日					1					

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成28年6月3日	道路	大和高田市東中1丁目地内	1	
平成28年6月21日	公園	大和高田市磯野北町地内	1	
平成28年6月23日	道路	大和高田市大中東町地内	1	
平成28年6月29日	道路	大和高田市大字市場地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし、祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第79号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成28年7月5日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日

平成28年7月5日

2. 職権消除される者

市役所前の掲示場に掲示済み

公 告

公告第60号

大和高田市立学校給食調理業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成28年6月3日

大和高田市長 吉田誠克

1 目的

大和高田市の学校給食は、8小学校及び6幼稚園で自校方式により実施しています。かねてから、浮孔西小学校及び浮孔西幼稚園は給食調理業務を民間事業者へ委託してきましたが、平成28年7月末日をもって委託期間が満了します。つきましては、引き続き、給食調理業務の委託を行うに当たり、複数の事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、「大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会」により審査を行った上で、学校給食の教育的意義や役割を理解し、より安全でおいしい給食を提供することができる事業者の選定

を行います。

2 業務の概要

(1) 事業名

大和高田市立学校給食調理業務委託

(2) 履行場所

浮孔西小学校・・・363食/日

浮孔西幼稚園・・・79食/日 合計 442食/日（ドライ運用）

(3) 委託の内容

「学校給食調理業務仕様書」（実施要領別添1）のとおり。

(4) 委託期間

平成28年8月1日から平成31年7月31日までの3年間

3 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 委託料の上限額（3カ年度分合計）

(1) 浮孔西小学校・浮孔西幼稚園の調理業務を一括した金額

¥41,250,000円（消費税及び地方消費税は含まない）

各年度の委託限度額 平成28年度（9月～3月）¥8,750,000円

平成29年度（4月～3月）¥13,750,000円

平成30年度（4月～3月）¥13,750,000円

平成31年度（4月～7月）¥5,000,000円

5 選考

(1) 選定方法

事業者の選考にあたっては、大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による二段階審査（第1次審査、第2次審査において、評価項目ごとに得点化）を経て総合評価により優先交渉権者等を決定します。その後、優先交渉権者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約の締結予定者を決定するものです。

(2) 審査方法

ア 第1次審査として、提出された提案書を、下記の（3）評価基準に基づいて選定委員会が評価・採点することにより、第2次審査のヒアリングに進む上位3社以内の事業者を選定します。

イ 第2次審査として、第1次審査で選定された事業者を対象に選定委員会においてヒアリングを行い、評価基準の「⑤総合評価」として評価・採点し、第1次審査の採点に加算し、各々の合計点を200点満点として採点することにより審査します。

(3) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

区 分	評 価 項 目	配 点
①経営基盤等	ア 事業者概要	30点
	イ 給食調理業務の受託実績	
②運営に関する考え方	ア 学校給食についての基本的な考え方	20点
	イ 円滑な業務遂行能力	
③運営体制	ア 雇用計画、資格・経験	40点
	イ 研修計画	
	ウ 安全衛生管理体制	
	エ 配置計画	

④経費の削減努力	ア 見積金額	60点
⑤総合評価（ヒアリングを含む）		50点
合 計		200点

※選定委員会の委員1名当たりの配点です。

6 参加資格要件

- (1) 平成28年度の大和高田市物品指名登録業者であり、かつ、取扱品目を「給食業務」として
いるものとする。
- (2) 本市が示す「学校給食調理等業務仕様書」（実施要領別添1）の業務内容を確実に遂行でき
る安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 学校（原則として公立小・中学校）の給食施設での調理業務の受託実績が3年以上あり、か
つ、現在も受託していること。（基準日 平成28年5月31日）
- (4) 「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省作成）」、「学校給食衛生管理基準（文部科学
省制定）」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づ
く学校給食業務が可能であり、学校ごとに栄養士及び調理師の資格を有する調理員の配置が可能
であること。
- (5) 過去3年間（平成25年5月30日～平成28年5月31日）に、学校給食調理業務において
食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が
欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (7) 学校給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (8) 契約時に、市が認める学校給食調理業務の実績がある保証人を確保できること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である
こと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等
の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続開始決定がなされている
こと。
- (11) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止期間
中でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号
に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (13) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。

7 選定スケジュール

実施要領の公表・配布	平成28年6月3日（金）
説明会（現地見学を含む。）	平成28年6月10日（金）
質問の受付	平成28年6月13日（月）～14日（火）
質問の回答	平成28年6月17日（金）
参加申請書及び提案書の受付期間	平成28年6月22日（水）～23日（木）
第1次審査（書類審査）による結果通知	平成28年7月7日（木）
第2次審査（ヒアリング）	平成28年7月14日（木）
優先交渉権者の決定	平成28年7月中旬
大和高田市ホームページに選定結果公表	平成28年7月中旬
契約締結	平成28年7月下旬
業務開始	平成28年9月1日（木）

※日程については変更となる場合があります。

8 実施要領等の公表・配布

- (1) 公表・配布日：平成28年6月3日（金）

大和高田市ホームページにより公表。

(2) 配布書類

- ・大和高田市立学校給食調理業務委託プロポーザル実施要領(本文書)
- ・説明会参加申込書(様式第1号)
- ・参加申請書(様式第2号)
- ・誓約書(様式第3号)
- ・提案書(様式第4号)
- ・学校給食調理業務仕様書(実施要領別添1)
- ・学校給食衛生管理マニュアル(実施要領別添2)

(3) 配布方法: 配布書類は、大和高田市ホームページからダウンロードしてください。

9 説明会

※ 応募予定の事業者は、上記の配布書類を持参のうえ、出席してください。

(1) 日 時: 平成28年6月10日(金) 午後2時30分

(2) 場 所: 大和高田市西町1-15

大和高田市立中央公民館1階視聴覚室

(3) 申込方法: FAXにより「説明会参加申込書」(様式第1号)を平成28年6月8日(水)午後3時までに提出して下さい。

(4) 現地見学: 説明会終了後(希望される事業者のみ)

※参加人数は、1事業者につき3名以内とします。

現地への移動は、参加各事業者の車両でお願いします。

現地見学時は、上履きをご持参ください。

10 質問の受付及び回答

(1) この事業者の選定に関する質問の受付期間

ア 平成28年6月13日(月)午前9時から同年6月14日(火)の午後5時まで

イ 質問内容を簡潔にまとめて、FAXにて教育委員会教育総務課(担当: 押川)までお送りください。質問書の様式は任意です。FAXのみの受付とします。

FAX 0745-53-8033

(2) 回答

質問をされた全ての事業者へ、全質問をまとめた内容及びそれに対する回答を平成28年6月17日(金)にFAX送信します。

11 応募申込み

このプロポーザルに応募するものは、以下の書類を提出して下さい。

(1) 受付期間: 平成28年6月22日(水)から同年6月23日(木)まで

(2) 受付時間: 午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所: 大和高田市教育委員会 教育総務課(直接持参して下さい。)

(4) 提出書類: 下記のとおり

※様式のないものは、任意様式で結構です。

※書類に不備がある場合は、失格とします。

ア 参加申請書(様式第2号)

イ 誓約書(様式第3号)

ウ 提案書(様式第4号)

正本1部、副本(コピー可)11部

エ 直近2か年の貸借対照表 1部

オ 直近2か年の損益計算書 1部

カ 会社案内等のパンフレット 12部

1 2 第1次審査(書類審査)の結果通知

第1次審査の結果は、平成28年7月7日(木)に電話又はFAXで通知します。

1 3 第2次審査(ヒアリング)の実施

- (1) 実施日：平成28年7月14日(木)午後1時(予定)
- (2) 実施場所：大和高田市役所4階合同委員会室(予定)
- (3) 提案時間：20分以内(質疑応答の時間は含みません。)※応募日時順
- (4) 説明者：3名以内
- (5) 準備物：プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、事業者側で準備してください。(スクリーンは市が準備します。)

1 4 契約の締結

(1) 優先交渉権者の決定等

ア 選定委員会の評価順位が第1位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者(以下「次順位者」という。)の順位を確定します。

イ 選定結果は、全ての参加者に簡易書留郵便により通知します。

ウ イの通知を受けた者は、その通知を受けた日から5日以内に「承諾・辞退届」(様式第5号)を提出してください。届出は、持参又は郵送に限ります。

エ 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

(2) 仕様書等の確定の協議

選定委員会より優先交渉権者確定の報告を受けた大和高田市長(以下「市長」という。)は、優先交渉権者と協議して仕様書(提案書を含む。)の内容を確定します。

※協議は、市長に代わり当該委託業務を所掌する教育総務課の担当職員が行います。

(3) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。次順位の交渉権者には、教育総務課の担当職員から別途ご案内します。

- ① 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ② 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ③ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(4) 契約締結予定者の決定及び契約手続

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、教育総務課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結の事務は、教育総務課において行います。

1 5 留意事項

(1) 次に掲げる場合は、失格とします。

ア 提案書を提出期限までに提出しなかった場合

イ 市が示した委託料の上限額を超過した場合

ウ 提案書の記載内容に虚偽がある場合

エ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合

オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合

(2) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなします。

(3) この応募に要する費用の負担は、応募者の負担とします。

(4) 提出された書類については、その内容の変更又は差替えはできません。

また、理由のいかんに関わらず返却いたしません。

(5) 提出された提案書の著作権は、提出された事業者に帰属するものですが、市が業務上で必要

とする場合は、複製を作成する場合があります。

(6) 提出された提案書は、本市の保有公文書となり情報公開請求があれば、市情報公開条例の規定に基づいた処理を行います。

(7) 提案書を提出した後、自己の都合により、この応募の参加を辞退したい場合は、その旨を書面(様式は任意です。)で提出してください。

市は、辞退者に対して、その後の不利益な取扱いはいたしません。

問合せ先

〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市教育委員会 教育総務課 (担当: 押川、西川)

電話: 0745-22-1101 (内線135)

FAX: 0745-53-8033

公告第61号

大和高田市公共施設総合管理計画策定業務の委託業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

平成28年6月6日

大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託実施要項

1. 実施要項について

本市においては、これまで整備してきた公共施設及び道路・橋梁・上下水道等のインフラ施設(以下「公共施設等」という。)の老朽化が進んでおり、今後耐用年数や改修時期を迎えるものも多い中で、施設更新や改修等に係る多額の負担が想定される状況である。

その一方で、今後の人口減少に伴う税収の伸び悩みや、更なる高齢化の進展等に伴う扶助費等の増加によって、厳しい財政運営が予想される。また、公共施設等が整備されてきた時代から、社会情勢や市民ニーズは大きく変化してきており、適切な公共サービスの在り方について再検討していく必要がある。

この様な中、平成26年4月に総務省により全国の地方公共団体に対して、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付け総財務第74号)が出され、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(以下「総合管理計画」という。)の策定に取り組むよう要請が行われたところである。

これらの背景を踏まえ、本市においても公共施設等の効果的かつ効率的な管理を目指し、総合管理計画の策定を行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から平成29年3月24日(金)まで

(4) 委託金額の上限

1,026万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

(5) 委託予定事業者の選定方法

公募型のプロポーザル方式により企画提案を求め、選定の評価基準をもとに庁内の選定委員会で審査し、受託候補者を決定する。

3. 参加資格

本業務の提案に参加を希望する者は、参加表明書の提出の日において、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「測量・建設コンサルタント業務等」の建設コンサルタント業務に登録されており、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当するもの又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 現在までに、国又は地方公共団体において、同種業務又は類似業務について、策定支援の受託実績を有する者であること。

[類似業務の例]

- ・ 公共施設等白書作成のに関する業務支援
- ・ 公共施設等のマネジメントに係る計画策定支援
- ・ 公共施設等の長寿命化計画策定支援 など

4. スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 実施要項等の公表及び配布の開始 | 平成28年6月 6日(月) |
| (2) 参加表明書の受付締切 | 6月13日(月) 17時 |
| (3) 実施要項等についての質問の受付締切 | 6月13日(月) 17時 |
| (4) 質問への回答期限 | 6月20日(月) 17時 |
| (5) 企画提案書等の受付締切 | 6月24日(金) 17時 |
| (6) 一次審査(3者を超えた場合) | 6月28日(火) |
| (7) 1次審査の有無又は審査結果の通知期限 | 6月30日(木) |
| (8) 2次審査 | 7月12日(火) |
| (9) 審査結果の通知 | 7月15日(金) |

5. 参加手続等

(1) 実施要項の配布

本業務委託に関する実施要項等の資料は、本市のホームページにて公表する。

ホームページアドレス (<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>)

参加事業者は、本実施要項等を本市のホームページからダウンロードすること。

(2) 発注先及び提出先

〒635-8511 奈良県大和高田市大中100番地1

大和高田市役所 改革推進局

電話 0745-22-1101

FAX 0745-52-5411

E-mail hisyo@city.yamatotakada.nara.jp

(3) 参加表明書の提出

本業務の参加に当たっては、次の書類を提出すること。期限までに、参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

①提出期限 平成28年6月13日(月)17時まで

②提出方法 持参及び郵送(簡易書留郵便に限る。)とする。

持参の場合は、各日9時から17時までの時間とする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

③提出書類

ア.参加表明書(様式第2号)

イ.事業者概要(様式第3号)

会社概要や実施業務について記載したパンフレット等の資料があれば添付すること。

ウ.暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)

(4) 質問事項の受付

本実施要項及び仕様書の内容等に不明な点がある場合は、質問書(様式第1号)を提出すること。

①提出期限 平成28年6月13日(月)17時まで

②提出方法 郵送、持参又はメールのいずれかの方法とし、郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(5) 質問事項への回答

①回答期限 平成28年6月20日(月)17時まで

②回答方法 参加表明した全ての事業者に、FAX又はメールにより回答する。
なお、質問者の事業名等は、公表しない。

(6) 企画提案書の提出

- ①提出期限 平成28年6月24日(金) 17時まで
- ②提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)とする。
持参の場合は、各日9時から17時までの時間とする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。
郵送の場合は、提出期限までに必着とする。
- ③提出書類及び部数
- ア.企画提案書(様式第5号) 10部(正本1部、副本9部)
- イ.業務実績(様式第6号) 10部
本要項「3.参加資格(8)」の同種業務又は類似業務の業務実績を記載し、かつ、その実績が分かる契約書等の写しを添付すること。
- ウ.主任技術者の経歴(様式第7号) 10部
主任技術者予定者の氏名、経歴、実績等について記入し、かつ、保有資格については、資格を証明する証書(写し)を添付すること。
- エ.見積書(任意様式) 1部
- オ.業務体制表(様式第8号) 10部
- ④記載方法
- ア.企画提案内容は、原則A4版、横書きとし、20枚以内で作成すること。
- イ.記載内容については、以下の項目に従うものとする。
- ・実施方針(業務の基本的な考え方)
 - ・実施体制
 - ・実施方法(仕様書又は提案する業務内容について、実施内容、実施手法、進め方等について記載)
 - ・総合管理計画(案)の構成イメージ
 - ・実施スケジュール
 - ・その他、特にアピールしたい事項又は提案事項等があれば適宜記載のこと。

(7) 1次審査及び2次審査

①1次審査

企画提案書の提出者が3者を超えた場合には、企画提案書の書類審査のみの1次審査を実施し、1次審査通過者として3者を選定する。

提出者が3者以内の場合には、1次審査を実施せず、全ての企画提案書の提出者が1次審査を通過したものとみなす。

1次審査の有無又は審査結果は、企画提案書の提出者全員に通知する。なお、1次審査を通過しなかった者は、この段階で不採用とする。

②2次審査

2次審査は、1次審査通過者のみを対象に実施する。

企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。

2次審査により、受託候補者として優先交渉権者及び次順位者を選定する。

公告第62号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝西三倉堂1丁目地内管渠工事(70)・浮孔保育所下水管接続工事
2 工事場所	大和高田市西三倉堂1丁目地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年9月30日(金)まで (浮孔保育所下水管接続工事の工事期間に一部制限有り。詳細は、入札説明書(仕様書)のとおり)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月16日(木)から平成28年6月22日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを</p>

	<p>除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月23日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月16日(木)から平成28年6月27日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月27日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月28日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月30日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参</p>

	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年7月1日(金) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	4,920,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第63号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月15日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高田小学校音楽室空調設備改修工事
2 工事場所	大和高田市大中東町地内(高田小学校)
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事又は管工事(空調)に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づ

	<p>く資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月16日(木)から平成28年6月22日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月23日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年6月16日(木)から平成28年6月22日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)につ</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載</p>

いての質疑応答	<p>しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年6月27日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年6月28日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年6月30日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月1日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>2,360,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

- (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
- (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第74号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成28年6月16日

大和高田市長 吉田誠克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-80

公告第74号の2

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年6月20日

大和高田市長 吉田誠克

公告第75号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量(1)
2 履行場所	大和高田市大字市場・大字根成柿地内
3 履行期間	契約締結日から平成28年10月31日(月)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p>

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月8日(金) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	1,170,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第76号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量(2)
2 履行場所	大和高田市西三倉堂1丁目・大字築山内
3 履行期間	契約締結日から平成28年10月31日(月)まで

4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p>

	<p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月8日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証	<p>免除します。</p>

金	
17 最低制限 基準比較価 格	1,180,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第77号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	有井他地内測量業務委託
2 履行場所	大和高田市有井他地内
3 履行期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。 (4) 受付期間

	<p>平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年7月8日(金) 午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1, 110, 000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第78号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	池田地内測量業務委託
2 履行場所	大和高田市池田地内
3 履行期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定に

	<p>よる更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月8日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>720,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第79号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	浮孔幼稚園園庭整備工事
2 工事場所	大和高田市蔵之宮町地内(浮孔幼稚園)
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その

加資格の確認通知	<p>結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月8日(金)午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	4,282,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第80号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	片塩小学校外3小学校6学年教室黒板改修工事
2 工事場所	大和高田市旭北町外地内(片塩小学校外)
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月8日(金) 午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	3,568,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第81号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告

します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	陵西幼稚園開放廊下屋根設置工事
2 工事場所	大和高田市大字池田地内(陵西幼稚園)
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

通知	<p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月8日(金)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	2,185,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第82号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	総合体育館床金具取替補修工事
2 工事場所	大和高田市幸町地内(総合体育館)
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月30日(火)まで (現場立入可能期間に制限有り。詳細は、入札説明書(仕様書)のとおり)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。

	(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p>

	(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年7月8日(金)午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,520,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第83号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	片塩小学校遊具解体撤去工事
2 工事場所	大和高田市旭北町地内(片塩小学校)
3 工事期間	契約締結日から平成28年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月8日(金)午前10時50分</p> <p>(2) 場所</p>

	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3)開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1)大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2)公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3)競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,012,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第84号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝蔵之宮町地内管渠工事(10)・給配水管移設工事(G10)
2 工事場所	大和高田市蔵之宮町地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1)平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2)平成28年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。 (3)大和高田市内に本店を有する者であること。 (4)土木工事に関する主任技術者又は監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (7)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。

	(8)(5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月30日(木)から平成28年7月6日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年7月7日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月30日(木)から平成28年7月8日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月11日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月12日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月15日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
18 契約保証金	<p>免除します。</p>
19 最低制限基準比較価格	<p>31,840,000円(消費税等抜き)</p>
20 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
21 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
--------	--

公告第85号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事(57)・給配水管移設工事(G57)
2 工事場所	大和高田市大谷地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。 (4) 受付期間 平成28年6月30日(木)から平成28年7月6日(水)まで。ただし、

	<p>土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年7月7日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月30日(木)から平成28年7月8日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月11日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月12日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年7月15日(金) 午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	免除します。
19 最低制限基準比較価格	31,760,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第86号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高4枝磯野北町地内管渠工事(61)・給配水管移設工事(G61)
2 工事場所	大和高田市磯野北町地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで

4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月30日(木)から平成28年7月6日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年7月7日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

8 入札説明書 (仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月30日(木)から平成28年7月8日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書 (仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月11日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月12日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月15日(金)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	免除します。
19 最低制限基準比較価格	26,080,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第87号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(56)・給配水管移設工事(G56)
2 工事場所	大和高田市曾大根1丁目地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 土木工事に関する主任技術者又は監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。

	(8)(5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月30日(木)から平成28年7月6日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年7月7日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年6月30日(木)から平成28年7月8日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月11日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月12日(火) 午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月15日(金) 午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
18 契約保証金	<p>免除します。</p>
19 最低制限基準比較価格	<p>23,470,000円(消費税等抜き)</p>
20 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
21 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
--------	--

教育委員会

教育委員会訓令第1号

平成28年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年5月31日

大和高田市教育委員会

教育長 早川 博

平成28年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成28年度大和高田市立学校給食調理業務(浮孔西小学校及び浮孔西幼稚園)を実施するに当たり、この業務を委託する事業者の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、平成28年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 浮孔西小学校校長
- (3) 浮孔西幼稚園園長
- (4) 小学校学校栄養職員
- (5) 浮孔西小学校PTA代表
- (6) 企画政策部長
- (7) 財務部長
- (8) 教育委員会事務局長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会事務局長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から受託候補者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第6条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年5月31日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成28年6月3日

大和高田市教育委員会

教育長 早川博

記

日 時 平成28年6月8日(水)午後4時

場 所 さざんかホール4階会議室

議 案 第1号 第32回大和高田市スポーツ少年大会開催要項(案)について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第10号

平成28年6月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

3分の1の数	18,834	人
6分の1の数	9,417	人
50分の1の数	1,131	人

選挙管理委員会告示第11号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年6月7日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

- 日時 平成28年6月14日(火) 午前9時
- 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
- 議案 第1号 平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第12号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成28年6月14日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

- 不在者投票所
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室

選挙管理委員会告示第13号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第2項の規定による大和高田市在外選挙人期日前投票所を次のとおり定める。

平成28年6月14日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

- 在外選挙人期日前投票所
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室

選挙管理委員会告示第14号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所は、別紙の場所に設ける。

平成28年6月14日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第15号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の2第1項の規定により指定在外選挙投票区を次のとおり指定する。

平成28年6月14日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

1. 指定在外選挙投票区

第3投票区 高田小学校体育館(大和高田市大中东町5番15号)

選挙管理委員会告示第16号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

平成28年6月14日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成28年7月10日(日)午後9時

2. 場 所 大和高田市幸町11番14号

大和高田市立総合体育館

選挙管理委員会告示第17号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成28年6月14日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成28年7月7日(木)午後5時30分

2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所4階会議室

選挙管理委員会告示第18号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年6月14日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成28年6月21日(火)午前9時

2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所3階東会議室

3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の選挙時登録について

第3号 その他

選挙管理委員会告示第19号

平成28年6月21日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平

成28年6月22日に、次の場所で縦覧に供する。

平成28年6月14日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

- 1. 縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成28年6月22日の1日間、縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成28年6月14日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

- 1. 縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第21号

平成28年6月21日現在における大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数、6分の1の数及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月21日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

3分の1の数	19,362	人
6分の1の数	9,681	人
50分の1の数	1,162	人

選挙管理委員会告示第22号

平成28年7月10日執行予定の参議院(選挙区選出)議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項、第4項、第5項及び第10項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画数は、8区画とする。設置完了日は、平成28年6月21日とし、掲示のできる日は、次のとおりである。

平成28年6月21日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵 由

- 1. 掲示のできる日 平成28年6月22日
- 2. 設置場所 別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第23号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を、次のとおり定める。

平成28年6月22日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵 由

1. 期日前投票所の場所
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
2. 期日前投票所を設ける期間
平成28年6月23日から平成28年7月9日まで

選挙管理委員会告示第24号

平成28年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成28年6月22日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成28年6月22日(水) 午後5時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所4階会議室

選挙管理委員会告示第25号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を、別紙のとおり選任する。

平成28年6月22日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵 由

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第26号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

平成28年6月22日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵 由

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第27号

平成28年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者を、次のとおり選任する。

平成28年6月22日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵 由

1. 開票管理者 市役所前の掲示場に掲示済み
2. 職務を代理すべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第28号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年7月4日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

- 1. 日 時 平成28年7月10日(日) 午前6時30分
- 2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
- 3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙当日の有権者数について
第3号 その他

農業委員会

農業委員会告示第6号

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

平成28年6月28日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮義

記

- 日 時 平成28年7月8日(金) 午後3時
- 場 所 市役所4階会議室
- 議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第5条規定による申請の件
第3号 農地法第18条第6項規定による通知の件
第4号 その他

公営企業

企業管理規程第3号

平成28年度大和高田市水道事業窓口業務等包括委託業者選定プロポーザル審査委員会設置規程を次のように定める。

平成28年7月1日

水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

平成28年度大和高田市水道事業窓口業務等包括委託業者選定プロポーザル審査委員会設置規程

(設置)

第1条 平成28年度水道事業窓口業務等の包括委託を実施するに当たり、窓口業務等包括委託に係る受託事業者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、平成28年度大和高田市水道事業窓口業務等包括委託業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項

- (2) 審査基準、審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し水道事業管理者が必要と認める事項(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 上下水道部長
- (2) 水道総務課長
- (3) 水道工務課長
- (4) 水道総務課長補佐
- (5) 水道工務課長補佐
- (6) 前各号に掲げる者のほか、水道事業管理者が必要と認めるもの

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、上下水道部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、水道総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から受託候補者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第6条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、上下水道部水道総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(この規程の失効)

- 2 この規程は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

水道事業告示第8号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成28年7月1日

水道事業管理者
大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 アクアライン	大垣内 剛	広島県広島市中区上八丁堀8番8号 第1ウエノヤビル6F

水道事業公告第8号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

水道事業管理者
大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	測量業務委託（奥田）
2 履行場所	大和高田市奥田地内
3 履行期間	契約締結日から平成28年9月30日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームペ</p>

	<p>ージに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの</p>

	とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札所への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年7月8日(金) 午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	1,700,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

水道事業公告第9号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	測量業務委託(市場外)
2 履行場所	大和高田市市場外地内
3 履行期間	契約締結日から平成28年9月30日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業

	<p>務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所</p>

	大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年7月8日(金)午前9時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,430,000円(消費税等抜き)

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

水道事業公告第10号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年6月22日

水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	測量業務委託(神楽)
2 履行場所	大和高田市神楽地内
3 履行期間	契約締結日から平成28年9月30日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。 (4) 受付期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年6月30日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成28年6月23日(木)から平成28年6月29日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年7月4日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年7月5日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年7月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参</p>

	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年7月8日(金) 午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,160,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>